

公売公告兼見積価格公告

下呂市告示第229号

令和7年12月22日

下呂市長 山内 登 印

下記のとおり、差押財産の公売をしますので、地方税法の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第95条及び同法第99条により公告します。

公売財産・公売保証金・見積価格	売却区分	公売財産		公売保証金	見積価格(最低公売価格)
		名称、性質、所在、地上権等の内容等	数量		
				円	円
		別紙のとおり			

(注) 上記売却区分ごとに公売します。入札書は売却区分ごとに別紙としてください。
見積価格欄に※印のあるものは、その見積価格が該当物件にも貼り付けてあります。

公 売 の 方 法	期 間 入 札		
公売の日時	入札・せり売	令和8年2月2日午後1時00分から 令和8年2月9日午後1時00分まで	
	開 札	令和8年2月9日午後2時00分	
公 売 の 場 所	インターネット上のサイト (K S I 官公庁オークション)		
売却決定の日時及び場所	令和8年3月2日午後2時30分		場所 下呂市役所税務課
代 金 納 付 期 限	令和8年3月2日午後2時30分		
買受人の資格その他の要件	「下呂市インターネット公売ガイドライン」のとおり		
配当を受けることができる権利を有する者の権利の内容の申立てについて	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する方は、売却決定の日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を申し立てて下さい。		
そ の 他	1 見積価額に達した入札等がなかった場合には、直ちに再度入札又は再度せり売を実施することがあります。 2 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担となります。 3 取得した公売財産には、固定資産税及び不動産取得税が課税されます。 4 5		

付表（公売財産の明細）

売却区分番号	公売財産の内容			公売保証金	見積価額
	名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容、その他		数量		
下税213	<p>【基本情報】</p> <p><登記簿の表示> (土地の表示)</p> <p>土地 1 所 在 下呂市萩原町萩原字石橋 地 番 546番3 地 目 宅地 地 積 167.17m² 持 分 二分の一</p> <p>土地 2 所 在 下呂市萩原町萩原字石橋 地 番 547番2 地 目 雜種地 地 積 29m² 持 分 二分の一</p> <p>土地 3 所 在 下呂市萩原町萩原字石橋 地 番 546番1 地 目 原野 地 積 92m² 持 分 二分の一</p> <p>(建物の表示)</p> <p>所 在 下呂市萩原町萩原字石橋546番地3、546番地1、547番地2 家屋番号 546番3 種 類 居宅 構 造 鉄筋コンクリート・木造ストレート葺2階建 床 面 積 1階 206.74m² 2階 115.65m²</p> <p><所在地> 登記簿の表示に同じ</p> <p><交通、最寄駅など> ・JR高山本線「萩原駅」220m（道路距離）</p> <p><主な公法上の規制等> ・都市計画区域：区域外 ・都市計画区分：該当なし ・用途地域：該当なし ・建ぺい率：該当なし ・容積率：該当なし</p> <p><他の法的規制> ・該当なし</p> <p><画地条件> ・形状 L型状地 ・高低差 市道とは等高。赤道とは西側で約3.8m高低差有り（乗入不可） ・間口約24m、奥行約10m～約23m</p> <p><幅員、接道状況> ・南：幅員約3.1mの市道に接道 ・西：幅員約1.2mの舗装赤道に接道</p> <p><供給処理施設等> ・上水道：給水区域 ・下水道：処理区域 ・都市ガス：なし</p>			土地付建物一式	400,000 円 3,834,000円

売却区分番号	公売財産の内容	数量	公売保証金	見積価額
	名称、性質、所在、賃借権又は地上権等の権利の内容、その他			
	<p>〈環境条件〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道開栓中 ・下水道には未接続。単独浄化槽が設置してある。 <p>〈地下埋設物の有無及びその状態〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未調査 <p>〈埋蔵文化財の有無及びその状態〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県遺跡地図によると、文化財保護法に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。 ・下呂市教育委員会によると、埋蔵文化財の記録作成のための発掘調査等の措置は指示されていない。 ・埋蔵文化財が現に損することは判明していない。 ・重要な遺跡が発見され、保護のための調査が行われる場合には、土木工事等の停止又は禁止の期間、設計変更の要否等について、下呂市教育委員会と協議の必要がある。 <p>〈土壤汚染の有無及びその状態〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岐阜県飛騨県事務所環境課によると、対象不動産が土壤汚染対策法に規定する有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地又はこれらの敷地であった履歴を有する土地を含まない。 ・岐阜県飛騨県事務所環境課によると、対象不動産について、土壤汚染対策法の規定による土壤汚染状況調査を行う義務が発生している土地を含まない。 ・岐阜県飛騨県事務所環境課によると、対象不動産について、土壤汚染対策法の規定による要措置区域の指定若しくは形質変更時要届出区域の指定がなされている土地を含まない。 ・岐阜県飛騨県事務所環境課によると、過去においてこれらの指定若しくは土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）による改正前の土壤汚染対策法の規定による指定区域の指定の解除がなされた履歴がある土地を含まない。 			
下税213	<p>〈その他〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地は所有者の親族が持分二分の一を所有している。 ・配管設備が老朽化していると所有者から聴取しているが程度は不明 ・公売財産内の動産類については、全て買受人の責任により、適法に処分する必要あり。 ・私有残置物の撤去及び塵芥処理の所有者同意書は取得済み。 ・建物は所有者が自ら使用（空き家）。 ・一括換価の方法により公売する。 <p>【注意事項】</p> <p>公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分御理解の上、御入札ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公売財産については、あらかじめその現況（権利関係等）及び関係公簿等をご自身で確認して入札してください。なお、出品者（下呂市）は関係資料を提供できません。 ・出品者（下呂市）は、公売財産の種類又は品質に関する不適合についての瑕疵担保責任を負いません。 ・土地の境界については、買受人が隣接所有者と協議してください。 ・出品者（下呂市）は、公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や敷地内にある動産の取扱いなどは、すべて買受人の責任において行うことになります。 ・法令等の規定により公売手続を中止することがあります。 ・公売への参加申し込みを希望する場合は、国税徴収法第99条の2の規定に基づく、暴力団員等に該当しないこと等の「陳述書」を、入札開始の2開庁日前までに、下呂市役所税務課に御持参いただくか、郵送により送付（必着）してください。 ・公売財産に係る未納税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消します（不動産等の最高価申込者等の決定後、売却決定前に公売の基因となった未納税の完納等による消滅の事実を確認したときは、最高価申込者等の決定を取り消します）。 			